# 品質の低下についての考え方(その2) (音声伝送役務)

総務省 総合通信基盤局 電気通信技術システム課

平成21年5月22日

# 音声伝送役務における「品質の低下」について

#### 論点

品質の低下については、利用者にとっての「繋がりやすさ」(接続品質等)や「通話のしやすさ」(通話品質等)といった観点から定義することが適当ではないか



#### 繋がりやすさの指標の(例)

一定の呼損率を上回った場合等を、「繋がりにくい状態」とし、「品質の低下」と位置づけるべきではないか。

### 通話のしやすさの指標の(例)

繋がった場合でも、次のような場合等において、通話が困難な場合を「通話のしにくい状態」とし、「品質の低下」と位置づけるべきではないか。

- ① 無音状態
- ② 雑音レベルが大きい状態
- ③ 片方向しか通話が出来ない状態(片通話)
- ④ 通話中に意図せず途切れる状態 等

# 繋がりやすさ(接続品質等)と品質の低下について

## 考え方(案)

例えば、通話の規制が避けられない災害発生時等の非常事態において、利用者が 受ける通話規制の実態等を勘案し、利用者が受忍出来ないと想定される場合を「繋 がりにくい」状態とし、「品質の低下」の基準として定めることとしてはどうか。

### 〇 留意事例

- 最近の大規模な災害の例としては、次のようなものが挙げられる。
  - ① 岩手県沿岸北部の地震(2008.7.24)
  - ② 岩手・宮城内陸地震(2008.6.14)
  - ③ 新潟県中越沖地震(2007.7.16)
  - 4) 新潟県中越地震(2004.10.23)
- ・この他、非常災害時以外に大規模なイベント時(年末年始、特定箇所に多数の利用者が集合するコンサート、花火大会等)にも通話規制が行われている。

# 通話のしやすさ(通話品質等)と品質の低下について

## 考え方(案)

利用者にとって、通話のしにくい状態と考えられる個別の事象毎に、「品質の低下」及び事故への該当性について整理することが適当ではないか。

#### 整理の方向性(案)

### ①通話品質

ア 無音状態

- 事故に該当
- イ 雑音レベルが大きい場合\* 🛑 実質的に通話が困難な場合には事故に該当
  - ※ 音質劣化等も同様

#### ②その他

- ア 片通話
- ➡ 片方向の役務停止と同義であり、事故に該当
- イ 通話中断
- → 同時に多発する状態等、通話が困難な場合には事故に該当 (携帯電話の通話圏外に移動したことに起因する中断は除く。)